

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年9月17日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「交通事故に関する和解等について（案）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

「交通事故に関する和解等について（案）」に対する意見

「交通事故に関する和解等について（案）」は、異議ありません。

教財第521号  
平成20年9月10日

沖縄県教育委員会委員長 殿



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成20年9月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

交通事故に関する和解等について

交通事故に関する和解等について（案）

平成20年9月議会（定例会）

教 育 庁 財 務 課

1 件名

交通事故に関する和解等について

2 議案提出の必要性

職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

3 議案の概要

- (1) 平成20年5月10日、石垣市宇平得1535番地の14パイナップルクラブ先県道富野大川線交差点上において、事故の相手方（A）運転の車両が右折し、職員の運転する公用車に衝突した。
- (2) 本件事故により破損した公用車に係る相手方の損害賠償額合計132,000円を県に支払うこと及び破損した相手方車両に係る県の損害賠償額合計40,000円を相手方に支払うことを内容とする和解である。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号  
国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) その他参考となる資料

乙第15号議案

交通事故に関する和解等について

交通事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- |   |   |   |   |                           |        |   |  |            |   |   |         |
|---|---|---|---|---------------------------|--------|---|--|------------|---|---|---------|
| 1 | 事 | 故 | 名 | 職員の公務執行中における交通事故          |        |   |  |            |   |   |         |
| 2 | 当 | 事 | 者 | 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県<br>石垣市 A |        |   |  |            |   |   |         |
| 3 | 事 | 故 | 発 | 生                         | 年      | 月 | 日  | 平成20年5月10日 |   |   |         |
| 4 | 事 | 故 | 発 | 生                         | 場      | 所 | 石垣市字平得1535番地の14パイナップルクラブ先県道富野大<br>川線交差点上 |            |   |   |         |
| 5 | 県 | の | 支 | 払                         | う      | 損 | 害  | 賠          | 償 | 額 | 40,000円 |
| 6 | 和 | 解 | 内 | 容                         | 別紙のとおり |   |  |            |   |   |         |

平成20年9月17日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

交通事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 和 解 内 容

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

乙 石垣市 A

上記当事者間において、職員の公務執行中における交通事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額40,000円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- 2 乙は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、甲に対し総額132,000円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- 3 甲及び乙は、沖縄県議会の議決があった日から2箇月以内に、損害賠償金を支払う。
- 4 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 5 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○国家賠償法（昭和二十二年法律第五十五号）

〔公権力の行使に当る公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権〕

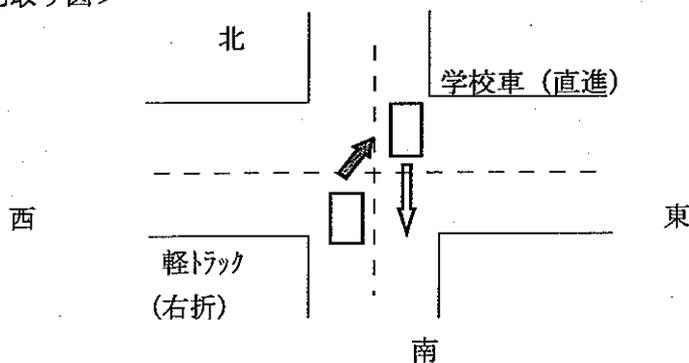
第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

二 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

## 議案に関する補足説明

- 1 発生日時 平成20年5月10日午後5時5分頃
- 2 発生場所 沖縄県石垣市字平得1535番地の14パイナップルクラブ先県道富野大川線交差点上
- 3 事故の相手方 沖縄県石垣市 A
- 4 事案概要（議案の概要）
  - (1) 平成20年5月10日午後5時5分頃、石垣市字平得1535番地の14パイナップルクラブ先県道富野大川線交差点上において、高体連八重山地区大会サッカー競技の会場設営を終えた県立八重山商工高等学校職員の運転する公用車が、点滅式の信号機のある交差点にさしかかった際、前方にA運転の右折しようとする車両を認識したが、直進優先という意識でそのまま交差点に進入した。ところが、相手方車両は先に右折可能と判断し、右折を開始したので、公用車は衝突を避けるためハンドルを左に切ったが、相手方車両の右側が公用車の右後部に激突、その反動で公用車は道路左側の縁石に乗り上げ、その後街灯に激突し停止した。
  - (2) 当該衝突により、公用車の右後部を破損し、左側スライドドアは衝撃ではずれ、後方タイヤは2輪ともパンクした。相手方車両については、公用車と接触した右のフロントピラー一部が衝撃により内部に押し込まれ、変形した。
  - (3) 双方協議の結果、双方に過失があることから、相手方は県に対し132,000円を損害賠償金額として支払い、及び県は相手方に対し40,000円を損害賠償金額として支払うことで和解することとなった。

## &lt;現場見取り図&gt;



## 5 損害の内容

公用車 右後部破損、左側スライドドア破損等による機能的全損

相手方車両 フロントバンパフェイス、右側ヘッドライト、右側ドアパネル等破損

## 6 損害賠償請求金額

県側被害に対する損害賠償金額 132,000円

相手方被害に対する損害賠償金額 40,000円

## 7 被害額の特定

本件事故による双方の被害について、双方の代理人である大同火災海上保険会社が算定した損害賠償金額は、以下のとおり。

### ア 県の被害（全損）について

車両価格（916,000円×10%（取得から10年以上経過のため）=91,600円）に車検期間の残、約10箇月（車検平成20年3月19日から事故発生日平成20年5月10日まで）、保守管理状況を加算し 150,000円

公用車のレッカー費用 15,000円

+ = 被害総額165,000円

### イ A氏の被害について

バンパーフェイス、右ヘッドライト等の修理費用（別紙見積りのおり） 200,000円

### 過失割合の算出

双方の代理人から、主な事故原因は相手方にあるが、県側にも交差点での前方不注意等があるため、過失割合は第一当事者（相手方）は80%、第二当事者（県）は20%とし、損害賠償額として県に対しては被害総額165,000円から第二当事者の過失割合20%（33,000円）を差し引いた132,000円の金額が、相手方に対しては被害総額（200,000円）から第一当事者（相手方）の過失割合80%（160,000円）を差し引いた40,000円が示された。

示談交渉の結果、当該金額で和解に至り、免責証書及び同意書を徴することとした。

なお相手方に対しては、当該損害賠償については、県議会の議決が得られたときに和解成立となることを説明し、その理解を得ている。